

令和5年度
『杉並区外部評価委員会』
報告書

令和6年3月



杉並区

目 次

はじめに	1
第1章 外部評価の概要	2
1 施策評価・事務事業評価	2
2 財団等経営評価	4
第2章 外部評価結果	5
1 外部評価対象施策等	5
2 外部評価結果及び所管の対処方針	6
○施策評価	6
○財団等経営評価	28
第3章 まとめ	29
1 令和5年度評価を終えて	29
(1)令和5年度の外部評価について	29
(2)行政評価制度について	30
2 各委員の主な意見	32
資料編	
資料1 外部評価委員会 委員名簿	36
資料2 令和5年度外部評価委員会の開催実績	37
資料3 杉並区外部評価委員会条例	38

はじめに

杉並区外部評価委員会は、杉並区による行政評価を第三者の立場から再評価し、客観性を高めることなどを使命として平成14年9月に発足し、今年度で22回目を数えます。

令和5年度は、8月7日付けで、岸本聡子区長から、「令和5年度に区が実施した行政評価」及び「令和4年度に区が発注した工事等の入札その他の契約」について意見するよう、諮問を受けました。その後、評価表等の確認や各所管課との質疑・意見交換に加え、施策に関連する施設等の現地視察を実施するなど、計6回の委員会を開催し、関連な協議を重ね、当委員会の答申として本報告書をまとめました。

区は、基本構想の実現に向けた具体的な道筋である9か年の計画「総合計画」及び財政上の裏付けを持つ3か年の計画「実行計画」に基づき、各施策の目標達成に向けた具体的な取組を進めています。

行政評価制度は、総合計画等の達成度や事務事業の成果を検証・評価することで、効率的・効果的な区政運営を推進するための重要な仕組みです。区では昨年度、当委員会の指摘等を踏まえ、行政評価の見直し・改善に取り組み、令和5年度から、「新たな行政評価制度」の運用を開始されました。新たな行政評価制度には、2段階評価や成果指標の分類などを導入し、評価の実効性の向上や予算との連動性の強化につなげたものと認識しています。

今後も、職員一人ひとりが行政評価の目的や意義をしっかりと理解し、新たな行政評価制度のもとで、区政運営におけるPDCAサイクルを一層機能させ、これまで以上に効率的・効果的な行政運営を推進されることを期待しております。

最後に、外部評価の対象となった所管課の皆様には、お忙しい中、ご協力いただきましたことに深く感謝いたします。また、本報告書を全庁で広く共有し、今後の取組の参考としていただくとともに、区民の皆様にご覧いただくことで、当委員会の活動が、区政の透明性の確保に大きな役割を果たし、区政参画の一助となることを願っております。

令和6年3月
杉並区外部評価委員会委員一同

第1章 外部評価の概要

外部評価は、区が実施した施策評価、事務事業評価及び財団等の経営評価について、杉並区外部評価委員会(以下「当委員会」)が第三者の視点から再評価を行うものです。

1 施策評価・事務事業評価

(1) 外部評価の対象

当委員会では、区が令和4年度の取組に対し自己評価した29施策の中から5施策を外部評価の対象としました。(5ページ参照)

(2) 外部評価の進め方

外部評価をする際は、選定した施策評価表と、この施策を構成する事務事業の評価表の自己評価を確認するとともに、関連資料にも目を通すなど必要な調査を行いました。さらに、所管課に対するヒアリングを通じた意見交換や現地視察による現状把握を行いました。

〈評価対象数〉

	施策評価	事務事業評価
区の評価対象数	29施策	615事務事業 〔施策を構成する事務事業 401事業〕 〔施策を構成しない事務事業 214事業〕
外部評価対象数	5施策	施策を構成する事務事業 89事業

(3) 外部評価の視点

外部評価では、目標値の達成度、指標の適切性、費用対効果や効率性、区民サービスの向上などに対する評価の視点や課題認識が適切かといった観点から評価を行いました。また、評価表の記載などについても、分かりやすい内容となっているか、分析結果を目標達成に向けた改善や見直しにつなげているかなどといった点から評価を行いました。

なお、施策評価における「今後の施策の方向」については、施策目標達成に向けた中長期（概ね3年～5年程度）の視点に立って自己評価を行うこととなっています。また、「成果指標」については性質別に分類を行い、その中から施策や事務事業の目的に応じて最適な指標を設定することとなっています。

「今後の施策の方向」の各項目の定義及び「成果指標」の分類は以下のとおりです。

「今後の施策の方向」の項目別定義

項目	定義
拡充	コストを増やし、成果をさらに上げる
サービス増	コスト維持のまま、効率化や手法の転換等により成果を向上させる
現状維持	コスト・成果とも現状を維持する
効率化	コストを削減する一方で、効率化や手法の転換により成果を維持する
縮小・統廃合	コストを削減して、成果も縮小する（サービスの縮小または他施策に統合）

「成果指標」の分類

分類
①行政サービス成果指標 区の取組と成果の因果関係が比較的明確な指標（例：保育所入所待機児童数）
②社会成果（課題）指標 区の取組と成果の因果関係が必ずしも明確でない指標（例：合計特殊出生率）
③区民満足度指標（利用者満足度・区民満足度） 成果を区民の視点で捉えた指標。主観的な指標（例：保育所利用者の満足度）

2 財団等経営評価

(1) 外部評価の対象

区は、財政的な支援などを行っている6団体に対する経営評価を行いました（令和5年5月～8月）。当委員会では、その中から、特定非営利活動法人すぎなみ環境ネットワークの1団体を外部評価の対象としました。

(2) 外部評価の進め方

外部評価の際は、財団等経営評価表（財務状況の概要、事業分析等）を確認するとともに、団体や所管課に対するヒアリングを通じた意見交換を行いました。

(3) 外部評価の視点

外部評価では、団体や所管課が実施した経営評価などをもとに、それぞれの事業目的の達成に向けて効率的かつ計画的な取組がなされているか、成果は上がっているかなどを総合的に評価するとともに、評価表の記載などについても、分かりやすい内容となっているか、分析結果を目標達成に向けた改善や見直しにつなげているかなどといった点から評価を行いました。

(参考)財団等経営評価に対する外部評価

財団等経営評価実施団体	外部評価実施年度				
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団					
公益財団法人杉並区スポーツ振興財団		○			
社会福祉法人杉並区社会福祉協議会	○				
公益社団法人杉並区シルバー人材センター				○	
特定非営利活動法人すぎなみ環境ネットワーク					○
一般財団法人杉並区交流協会			○		

第2章 外部評価結果

1 外部評価対象施策等

(1) 施策(5施策)

目標	施策名	頁
多様な魅力と交流が生まれ、にぎわいのある快適なまち	施策6 誰にとっても移動しやすい地域交通環境の整備	6
気候危機に立ち向かい、みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち	施策11 グリーンインフラを活用した都市環境の形成	11
「人生100年時代」を自分らしく健康やかに生きることができるまち	施策12 いきいきと住み続けることができる健康づくり	15
すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち	施策15 高齢者とその家族が安心して暮らせる生活の確保と社会参加の支援	20
共に認め合い、みんなでつくる学びのまち	施策23 多様なニーズに応じたきめ細かな教育の推進	24

※施策を構成する事務事業についても評価を行いました。

(2) 財団等経営評価(1団体)

団体	頁
特定非営利活動法人すぎなみ環境ネットワーク	28

2 外部評価結果及び所管の対処方針

施策6 誰にとっても移動しやすい地域交通環境の整備

施策を構成する事務事業一覧

(単位：千円)

整理番号	事務事業名称	令和4年度 事業費（決算額）
351	新たな地域交通の整備	11,528
382	有料制自転車駐車場の運営	828,073
383	放置自転車対策の推進	202,750
384	自転車等駐車対策協議会の運営	5
385	自転車駐車場等整備	56,330
408	街路灯の維持補修	153,777
409	街路灯の新設・改修	188,440
410	民有灯の助成（維持補修）	90,576
411	民有灯の助成（建設補助）	79,019
412	交通安全運動の推進	43,036
413	交通安全施設の維持補修	61,833
414	交通安全施設の整備	157,785
415	南北バスの運行	76,965
464	通学路の設置管理	173,166

※外部評価の内容は次ページをご覧ください。

〈施策評価〉

目標2 多様な魅力と交流が生まれ、にぎわいのある快適なまち

施策6 誰にとっても移動しやすい地域交通環境の整備

施策目標 (令和12年度の姿)	<p>○AI・IoTなどの技術を取り入れたMaaS等の新しい移動サービスの活用により、多様なライフスタイルに対応した利便性の高い交通体系の構築が進んでいます。</p> <p>○自転車を利用する際のルールやマナーが守られることなどにより、区内における交通事故件数は更に減少し、自転車に関与する事故の割合も下降しています。</p> <p>○安全面と環境面に配慮した交通安全施設の整備が進み、誰もが安全に安心して移動できる環境が整備されています。</p> <p>※MaaS: Mobility as a Serviceの略。ICT活用による移動をスムーズにつなぐ新たな「移動」の概念又は様々な移動サービスを1つに統合させた新たなモビリティサービス</p>
---------------------------	--

		令和4年度目標	令和4年度実績	目標値(令和12年度)
成果指標	交通の便が良いと思う区民の割合【区民満足度指標(区民満足度)】	95.2%	93.5%	96.8%
	できるだけ徒歩・自転車・公共交通機関を使って移動している区民の割合【区民満足度指標(区民満足度)】	92.3%	93.1%	93.9%
	区内における交通事故件数【社会成果指標】	804件	893件	678件
	区内における自転車関与事故件数【社会成果指標】	351件	419件	297件

【所管による自己評価】

施策の成果	<p>自転車の安全利用の促進については、講習会等へ一層の区民参画が図られました。</p> <p>また、新たなモビリティサービスの導入の一環として、グリーンスローモビリティの実証運行をするとともに、デジタルスタンプラリーなどの移動需要を創出するMaaSの実証実験を実施し、様々な移動データを基にした交通分野におけるEBPM推進の可能性を確認しました。</p> <p>交通安全対策については課題が残るものの、公共交通等の利用促進とあわせて、利便性が高く、誰もが安全に安心して移動できる環境の整備が進んでいます。</p>
今後の施策の方向	<p style="text-align: center;"> <input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合 </p>
改善・見直しの方向(中長期)	<p>利便性の高い交通体系の構築に向け、MaaSを基軸に取組を推進します。推進にあたっては、既存の交通事業者等のMaaSプラットフォームの活用検討を進めます。</p> <p>また、MaaSを活用することで、公共交通や徒歩・自転車による移動のつながりを高め、更なる自転車活用を推進し、過度な自動車依存から、公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度にかしこく選択するよう行動変容を促します。さらに、MaaSにより得られた移動データを基にした交通分野におけるEBPMを推進するとともに、そこから派生して都市OS(データ連携基盤)やスマートシティに関する調査・研究を進めます。</p> <p>コロナ禍を経て、区民の移動実態の変化により事故件数は増加傾向にありますが、交通安全の啓発活動を着実に推進するとともに、自転車関与事故等のデータを分析することによる、効果的かつ安全面・環境面に配慮した交通安全対策の実施を検討します。</p>

【外部評価】

施策内容への評価	<p>①施策評価シートにおいて、施策目標に対して区内における交通事故件数を成果目標に設定していますが、社会指標のような広い目標を成果目標とすると、活動指標は、そのような成果指標の限定された影響要素にすぎないため、活動指標の実績値が成果指標の実績値にどのように影響したかの分析が難しくなります。本来、活動指標の実績値が目標値に近づけば、成果指標も実績値が目標値に近づくといった関係性が見える成果指標の選択が必要で、各種事務事業で選択されている成果指標の中から主要なものを施策評価シート I の成果指標として選択する等の見直しを行われるとよいと思われます。</p> <p>②施策評価シートにおいて、活動指標が2つしかなく、施策目標に対して主要な活動指標が網羅されていないと思われます。また、活動指標(1)にある協議会の開催数は、事務事業評価の活動指標であって、施策評価の指標としては、適切でないと思われます。加えて、新しい移動サービスの利用に関して、施策評価シートにおいて、すぎ丸の利用者数などを指標に入れるとよいと思われます。</p> <p>③「グリーンスローモビリティ」、「オンデマンド」等カタカナの言葉について、特記事項のところに説明があると、ご覧になる区民の皆さんに分かりやすいと思われます。</p> <p>④放置自転車をするというに伴って、区から多額の支出があるということを正確な数字も含めて広報を行えば、放置自転車についてより防止効果があると思われます。</p>
今後の施策の方向 (中長期)	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合

<p>評価表の記入方法などについての評価</p>	<p>活動指標と成果指標の改善について</p> <p>① 放置自転車対策の推進の事務事業における成果指標(1)の自転車放置率(算式: 放置自転車台数÷ 駅乗入れ自転車台数)で、計画値が、令和3、4、5年度で3%と同じ数字になっておりますが、本来、この計画値は年々下げていくべき方向性と思われます。今後、%の小数点1位までの目標値と実績値を示すようにすれば、その方向性と状況がより見える化できると思われます。</p> <p>② 街路灯の維持補修の事務事業における活動指標(2)の街路灯修理件数で修理件数の目標値が令和3年度で1,019件、令和4年度で1,020件とほぼ同じであるのに対し、実績値が、令和3年度で782件、令和4年度で516件と減っており、計画値と実績値の乖離がかなり大きくなっています。この理由は、LED化したことによる修理の発生頻度の減少によるものとわかっているため、状況に合わせて令和5年度の目標値(1,020件)も変更すべきと思われます。</p> <p>また、民有灯の助成(維持補修)の事務事業における活動指標(1)の私道街路灯修理件数について、令和3、4年度とも目標値と実績値にかなりギャップがあります。(令和4年度では、目標値585件に対し、実績値は、299件) 主な理由としては、こちらもLEDへの移行による長寿化に伴う修理の減少とのことです。今後も修理の減少が予想されるにもかかわらず、令和5年度の目標値も586件となっており、状況に合わせた目標値の変更が必要と思われます。加えて、民有灯の助成(維持補修)の事務事業における成果指標(1)の私道街路灯修理率についても、同様な理由により、目標値と実績値にかなりギャップがあるため、目標値の変更が必要と思われます。</p> <p>③ 街路灯の維持補修の事務事業における成果指標(1)の街路灯稼働率について、計算式が、(((街路灯管理灯数×365日)－街路灯修理件数)÷街路灯管理数×365日)×100(%)となっており、令和3、4年度とも目標値、実績値が100%となっております。街路灯修理件数に日数を掛けていないのは、1日で補修が済むからとのことです。計算式に基づくと年間の修理件数はそれほど多くないため、街路灯稼働率は100%となるのが必然のような目標となっております。活動指標の設定の目的は、施策により前年度より改善、向上を目指すためのものと思われますので、活動指標の見直しを検討すべきと思われます。</p> <p>④ 「街路灯の新設・改修」、「民有灯の助成(建設補助)」、「交通安全施設の整備」の3つの事務事業評価において、成果指標が、活動指標における計画値を分母、活動指標における実績値を分子とした率となっており、活動指標と成果指標が実質同じものになってしまっています。活動指標と成果指標は別のものを設定すべきと思われます。</p> <p>⑤ 「街路灯の新設・改修」の事務事業における活動指標(2)の街路灯改修数について、令和3、4年度とも目標値に対し実績値がかなり上回っております。(令和3年度は、実績値が計画値に対し126%、令和4年度は151%)、その理由として、既存の器具が故障した場合にLEDの器具の随時交換して、それは、目標値には入っていないが、実績値に入れているからとのことです。本来、目標値に対し実績値が上回れば、よいパフォーマンスと判断されるような指標になるべきところ、目標値に組み込んでいない数値を実績値に入れていることからそのようなになっていないため、活動指標の見直しを検討すべきと思われます。</p> <p>⑥ 民有灯の助成(維持補修)の事務事業における成果指標(2)の電気料助成率について、(電気料助成灯数÷電気料助成申請灯数)×100(%)の算式となっており、令和3、4年度とも目標値、実績値とも100%となっております。100%とならないのは稀なケースのみということですので、より適切な指標への見直しを検討すべきと思われます。</p>
<p>施策を構成する事務事業についての意見</p>	<p>「評価表の記入方法などについての評価」の欄での記載を参照。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>施策内容への評価</p> <p>①ご指摘のように、交通事故件数については、活動指標と直接的な関係性が見えにくいものではありませんが、限定された影響要素とはいえ、一定程度の成果は見てくるものと考えております。成果指標については、新たな事業や計画を実施していることから、その内容を改めて精査し、適切な指標となるよう検討いたします。</p> <p>②上記と同様に、新たな事業や計画を実施していることから、その内容を改めて精査し、適切な指標となるよう検討いたします。</p> <p>③ご指摘のとおり、備考欄に注釈を入れる等、分かりやすく記載するようにします。</p> <p>④かつては広報すぎなみにおいて放置自転車対策に係る経費を公表しつつ、自転車の走るマナーと置くマナーの啓発に努めておりましたが、放置自転車対策に一定の成果が見られたことから、平成20年を最後に広報での放置自転車対策に係る経費の公表は行っておりません。公表の方法や内容については検討いたします。</p> <p>評価表の記入方法などについての評価</p> <p>①今後、自転車放置率の小数第1位表記を行うこととします。</p> <p>②これら指標の令和5年度目標値は、初期型のLED器具の故障の発生にバラつきがあることから、故障の発生動向を見極めるため、令和4年度と同程度の数値としました。但し、ここ数年、故障発生数が減少傾向にあるため、今後はこれらの目標値を、より実績を反映した数値とします。</p> <p>③今までの街路灯稼働率は、目標値、実績値とも全て100%となっていました。今後は改善や向上を目指す成果指標となるよう見直します。</p> <p>④これらの事業は実行計画事業であり、毎年実施した事業量の変化に着目するため、活動指標と成果指標は、過去年度から引き続き同じ内容としました。しかし、今後はより適切な指標とするため、活動指標と成果指標を見直します。</p> <p>⑤今までの街路灯改修数は、他のLED化集計数値と整合性を持たせるため、街路灯改修事業の他、修理対応によるLED化等も実績値に含んでいました。今後は、これらを除いた、街路灯改修によるLED化のみを実績とします。</p> <p>⑥今までの電気料助成率は、目標値、実績値とも全て100%となっていました。今後は改善や向上を目指す成果指標となるよう見直します。</p>
------	---

施策１１ グリーンインフラを活用した都市環境の形成

施策を構成する事務事業一覧

(単位：千円)

整理番号	事務事業名称	令和４年度 事業費（決算額）
４０３	水辺環境の整備	1,829
４１６	公園の維持管理	1,246,551
４１７	遊び場の維持管理	51,355
４１８	公園等の整備	670,277
４１９	公園のリニューアル	238,834
４２０	みどりを育てる	41,180
４２１	みどりを創る	114,317
４２２	みどりを守る	38,910
４２３	みどりの基金	12,401
４２４	公衆便所の維持管理	23,480
４２５	公園緑地事務所等の管理運営	64,908

※外部評価の内容は次ページをご覧ください。

〈施策評価〉

目標3 気候危機に立ち向かい、みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち

施策11 グリーンインフラを活用した都市環境の形成

施策目標 (令和12年度の姿)	○区民・事業者等と区が協力することによって、みどりの総量が増加するとともに、みどりの質も向上しています。 ○グリーンインフラの整備が進むことによって、生物多様性の維持・確保や防災機能の向上など、自然環境が持つ多面的な機能を活用した都市環境が形成されています。 ○みどり豊かな身近な憩いの場として、また災害時に備えたオープンスペースとして、誰にとっても安全で快適に利用できる公園整備が進んでいます。
---------------------------	--

		令和4年度目標	令和4年度実績	目標値(令和12年度)
成果指標	緑被率【社会成果指標】	22.00%	21.99%	23.00%
	区民一人当たりの公園面積【社会成果指標】	2.21㎡/人	2.25㎡/人	2.47㎡/人
	みどりの豊かさに満足する区民の割合【区民満足度指標(区民満足度)】	88.0%	85.3%	90.0%

【所管による自己評価】

施策の成果	<p>杉並のみどりの約7割を占める民有のみどりを保全・創出するため接道部緑化助成を12件実施しました。区内の河川では、善福寺川「水鳥の棲む水辺」創出関連で、小学生及び保護者225名が参加して区民と協働で水鳥の一斉調査を実施しました。また、区内のみどりの保全、荻外荘の復元・整備の財源に充てるための寄附が118件ありました。</p> <p>公園の整備については、(仮称)荻外荘公園の復元整備工事を令和4年6月に着手するとともに、追加用地に建設する展示休憩施設棟の設計を令和4年7月に着手し、令和6年12月の開園に向けて事業を進めています。また、馬橋公園は、令和5年度に予定している拡張整備に先立ち、安全で安心して利用できるよう、既存の老朽化した施設の改修を行いました。(仮称)杉並第八小学校跡地公園と富士見丘北公園(拡張)は、実施設計を行い、令和5年度からの工事着手に向けて準備を進めています。</p> <p>松庵梅林公園は、住民の意見を取り入れた地域のレクリエーション活動の拠点となる公園として令和4年4月に開園しました。また、大宮前公園を中心とした6公園について改修工事を行うとともに、宮下橋公園を中心とした6公園のワークショップを開催しました。老朽化した公園施設については、35公園で遊具の改修工事行ったほか、井草さくら公園の球戯場の改修工事を行いました。</p>
改善・見直しの方向(中長期)	<p>今後の施策の方向</p> <p style="text-align: center;"> <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合 </p> <p>今後の進め方</p> <p>みどりの増加と質の向上については、新しくみどりを増やす際の費用負担を軽減するため、接道部緑化助成や、屋上・壁面緑化助成を積極的にPRしていくとともに、保護樹木、保護樹林を維持していくための支援について検討していきます。また、平成20年度から継続している水鳥一斉調査の事業を継続して実施していきます。</p> <p>公園の整備については、(仮称)荻外荘公園の復元整備工事を着実に進めるとともに、展示休憩施設棟についても令和6年12月の開設に向けて整備を進めます。あわせて、(仮称)荻外荘公園の開園に向けて、みどりの基金について、全国展開している雑誌への記事掲載等による事業及び寄附金募集の情報発信を積極的に図っていきます。また、(仮称)杉並第八小学校跡地公園は、令和7年度中の開園に向けて、今年度から公園整備工事を行い、下高井戸おおぞら公園は、令和7年度中の開園に向けて、今年度拡張工事に着手し、(仮称)下高井戸四丁目第二公園は、区民等の意見を参考に、今年度整備案を取りまとめ、令和6年度に公園整備工事を行うなど、オープンスペースとして誰もが安全で快適に利用できる公園整備を進めていきます。</p>

【外部評価】

<p>施策内容への評価</p>	<p>○施策名「グリーンインフラを活用した都市環境の形成」にいう「グリーンインフラ」として何を位置づけ、それをどのような状態に整備・維持・向上・管理することで、いかなる機能を発揮させて都市環境の形成に寄与させようとしているのかを、網羅的かつ体系的に整理する必要があります。グリーンインフラとしては生産緑地、道路・街路、雨水貯留槽など多様なものがあり、これらは気候変動適応策としても重要な役割を担い得ると考えられます。杉並区における気候変動適応策に当たる取組みのなかからグリーンインフラに関わるものを抽出し、組織横断的に連携を図りながら、快適で災害にも強い都市環境の整備を進めていくことが求められます。</p> <p>○本施策の3つの目標のうち、一つ目(みどりの量的・質的向上)と三つ目(憩いの場やオープンスペースとなる公園整備)は、二つ目の目標(グリーンインフラの整備による都市環境の形成)の一部を構成しその達成に寄与するものであり、3つの目標は並列的な関係にあるわけではないと考えられます。このため、成果指標、施策の成果、今後の進め方の記述も、基本的には一つ目と三つ目の目標に関する内容が中心となっており、施策名や二つ目の目標に照らすと限定的です。</p>
<p>今後の施策の方向 (中長期)</p>	<p style="text-align: center;">○ 拡充 ● サービス増 ○ 現状維持 ○ 効率化 ○ 縮小・統廃合</p>
<p>評価表の記入方法 などについての評価</p>	<p>○みどりの量的・質的向上については、接道部緑化助成件数、水鳥の一斉調査参加者数、寄付件数に係る数値が施策の成果として挙げられていますが、これらの結果としてどのようにどの程度みどりの量的な確保と質的向上につながったのかが重要です。</p> <p>○公園整備については、具体的な整備箇所が挙げられ着実な進捗があるようではありますが、その結果、誰もが安全で快適に利用できるオープンスペースとしての公園が全体としてどの程度整備されるに至っており、今後整備すべき箇所がどの程度残されているのかを示す必要があると思われます。</p> <p>⇒以上のことから、施策の成果においては、アウトプットにとどまらず、その先のアウトカムを意識した記述が求められます。</p>
<p>施策を構成する事務 事業についての意見</p>	<p>○整理番号403「水辺環境の整備」の目的のなかに治水安全性の確保が掲げられているにもかかわらず、それに資する指標を欠いています。活動指標としては水鳥一斉調査と善福寺川に関する普及啓発活動が挙げられていますが、それらは毎年1件ずつ数字が積みあがっていくだけのものであり、活動指標として適切か疑問があります。参加校、参加者数、調査結果の活用方法などを指標としたほうが良いと思われます。</p> <p>○整理番号418「公園等の整備」では区民一人当たりの公園面積を5㎡にすることを目標としていますが、現状値はその半分に満たないものとなっています。今後の目標達成の見通しと道のりについて事業の方向性・改善策として示す必要があると思われます。また、事業の目的・目標にある「地域の防災性が向上して区民が安全・安心に生活できる」に係る指標を欠いており、具体的な進捗を把握するための指標の検討が求められます。</p> <p>○整理番号419「公園のリニューアル」の成果指標が、公園や広場が良いと思っている人の割合となっていますが、何をもち「良い」とするのかの掘り下げた把握なくして、今後の改善に結び付けることは難しいと考えられるため、この点、区民意向調査において工夫が必要です。</p> <p>○整理番号420「みどりを育てる」では、活動指標は「みどりの新聞の発行部数」と「みどりの講座・イベントの開催数」、成果指標は「緑被率」と「公園のボランティア組織率」となっていますが、活動指標と成果指標との間の関連性・連動性が見えません。</p> <p>○整理番号421「みどりを創る」では、活動指標に「接道部緑化助成延長」があり、成果指標に「接道部緑化助成率(整備延長÷整備計画延長)」があります。むしろ前者を成果指標とすべきではないでしょうか。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針

【施策内容】

○グリーンインフラの明確な位置づけにつきましては、今後、例えば、大規模な公園や樹林地等のみどりの拠点を河川沿いの水や道路のみどりでつないで、区内の骨格となる水とみどりのネットワークを形成し、それらに接する屋敷林や農地を保全し、民有地の緑化や公園整備等を推進することにより、みどりの厚みと広がりを持たせ、まちにそれらを広げる取り組みも進めていきます。また、快適で災害にも強い都市環境の整備を進めていくためには、水とみどりのネットワークを広げ、みどりの厚みが増し、質の向上が図られことにより、都市の課題解決を自然に基礎づく方法に変えていくこと、多様な生物が生息する生活環境の中で安心して暮らせることが実感でき、豊かな人間生活につながっているまちを想定させる記述に見直してまいります。

○グリーンインフラに関わる施策目標については、指標や目標としては、どういった生物多様性の維持・確保として何をすることが指標や成果につながるのかや、防災機能の何を何のために整備するか、それがどういった自然由来の方法に根差した課題解決に結びついて都市環境向上の成果となるのかという視点で、記載内容を工夫してまいります。

【施策評価】

○みどりの量的・質的向上の評価については、緑化指導件数から定量化できるみどりの増加量、みどりの種類などといった具体的な数値を示しながら取り組みを評価してまいります。

○公園の整備に関しては、具体的な整備箇所だけではなく、目標値に対する現状の整備状況や今後の整備予定等も記載するようにいたします。また、公園の整備に伴って作り出されたオープンスペースが災害時の避難スペースとして活用されることや、雨水浸透施設(浸透枳・浸透トレンチ管など)を整備することで水害対策に寄与するなど、防災機能の向上につながる旨についても併せて記載し、現状を分かりやすく示してまいります。

【施策を構成する事務事業】

○整理番号403「水辺環境の整備」における活動指標について、水鳥一斉調査を通しての周知を目的にした具体的な活動指標といたします。参加校と参加者の数値を指標といたします。

整理番号403事業の治水安全性の確保は、区としての役割である河川施設の維持管理を適切に実施していくことを目的・目標にしています。毎年実施している河川点検の結果やその他事象による修繕を実施するなど、必要な対策を実施してまいります。一方、東京都が主体となる河川整備については、1時間に50mm降雨への対策として整備を実施しています。これらは都の事業となるので、都からデータがもらえれば、区の取組と絡めてその進捗を評価表に記載できるかなど工夫できないか検討してまいります。

○整理番号418の「公園等の整備」については、区民一人当たりの公園面積5㎡に目標に対して現状値が半分にも達していない状況を踏まえ、現状の整備率に対する課題や問題点を整理するとともに、長期的な視点からの方向性や改善策について記載するようにいたします。また、「地域の防災性が向上して区民が安全・安心に生活できる」に係る成果指標については、公園を整備してから一定期間を経過した後、地域住民の意見収集として個別のアンケート実施なども含め、適切な成果指標を設定してまいります。

○整理番号419の「公園のリニューアル」で設定している成果指標「公園や広場が良いと思っている人の割合」については、何をもちいて良いとしているのか不明瞭であることから、「遊具などの公園施設の安全性が向上している」などの具体的な評価が把握できるように、遊具の健全度調査結果に基づいた指標の設定を行います。

○整理番号420「みどりを育てる」については、ボランティアの人数、イベント参加者数のような指標を工夫し、活動指標と成果指標がつながるようなものに見直してまいります。

○整理番号421「みどりを創る」では、ご指摘を踏まえ、記載方法を修正してまいります。

施策 12 いきいきと住み続けることができる健康づくり

施策を構成する事務事業一覧

(単位：千円)

整理番号	事務事業名称	令和4年度 事業費(決算額)
310	衛生統計調査	1,352
315	区民と進める健康づくりの推進	8,893
316	健康や栄養に関する指導・啓発	136
317	がん検診	700,837
318	区民健康診査	84,618
319	成人歯科健康診査	48,237
320	中高年者眼科検診	62,417
321	生活習慣病予防対策	4,120
322	精神保健・難病対策	15,886
323	受動喫煙等防止対策の推進	1,156
326	がん対策の推進	516
327	健康づくり推進活動	5,530
339	大気汚染被害対策	4,483
343	保健所等施設の維持管理	117,144
345	保健センターの維持管理	56,795
567	国民健康保険保健事業	55,640
568	特定健康診査・特定保健指導事業	438,456
591	一般介護予防事業	70,130
610	後期高齢者健康診査	395,323

※外部評価の内容は次ページをご覧ください。

〈施策評価〉

目標4 「人生100年時代」を自分らしく健やかに生きることができるまち

施策12 いきいきと住み続けることができる健康づくり

<p>施策目標 (令和12年度の姿)</p>	<p>○区民や事業者などが協働・連携し、ICTなどの活用が進み、誰もが健康づくりに参加できる機会が保障されています。また、一人ひとりが健康管理・健康増進に取り組み、健康寿命が延伸されています。</p> <p>○がん対策、糖尿病などの生活習慣病対策が効果的に実施され、発症予防・重症化予防が進み、がんによる死亡率及び糖尿病等の生活習慣病有病者・予備群が減少しています。</p> <p>○生活習慣病予防から介護予防、認知症予防の取組により、高齢になっても自立して生活できています。</p> <p>○心の病気に関する正しい知識の普及が進むとともに、早期発見、早期対処が行われています。</p>
-----------------------------------	---

		令和4年度目標	令和4年度実績	目標値(令和12年度)
成果指標	65歳健康寿命(男性)【社会成果指標】	83.8歳	83.7歳	84.4歳
	65歳健康寿命(女性)【社会成果指標】	87.0歳	86.8歳	88.2歳
	特定保健指導対象者割合の減少率【社会成果指標】	25.0%以上	25.5%	25.0%以上
	がんの75歳未満年齢調整死亡率(男性)【社会成果指標】	77.1	72.9	67.9
	がんの75歳未満年齢調整死亡率(女性)【社会成果指標】	52.6	51.7	49.2
	ゲートキーパー養成者数(累計)【行政サービス成果指標】	2,150人	2,263人	3,350人

【所管による自己評価】

施策の成果	<p>若い世代からの健康づくりや高齢者の介護予防などの各種講座等は、対面式のほかICTを活用してオンライン講座や動画配信を行い、区民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組む環境を推進しました。</p> <p>健康づくりリーダーや食育推進ボランティアの育成など区民や関係団体等との協働による健康づくりを進めることで、65歳以上の健康寿命の延伸につなげています。</p> <p>健康な生活を維持するためには自らの健康状態を把握し、がんや生活習慣病の早期発見・早期治療及び生活改善が大切であることから、職場等で受診機会のない方を対象にがん検診を実施するとともに、健診・検診データを活用して、特定保健指導、歯科疾患の重症化予防や糖尿病予防の普及啓発等を行い、「自らの健康は自らが作る」という健康意識の醸成を図りました。</p> <p>感染症の蔓延などによる生活様式の変化により、ストレスを抱える方を早期発見・早期対応していくため、新たに254人のゲートキーパーを養成して自殺予防の取組を進めるとともに、心の健康づくりとして、精神科医等による精神保健相談や講演会を行い、心の病気を未然に防止する取組を推進しました。</p>
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
改善・見直しの方向(中長期)	<p>国の「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動(健康日本21<第三次>)」では、人生100年時代を迎え社会が多様化する中、国民一人ひとりの健康課題に寄り添いつつ、誰一人取り残されることのない、より実効性のある健康づくりの取組を進めていくことが求められています。</p> <p>「人生100年時代を自分らしく健やかに生きることができるまち」を目指し、区民、地域の団体、事業者などとの連携や協働による取組を進めるとともに、ICTの活用による講習参加機会の拡充など、誰もが健康づくりに参加できる機会を確保していきます。加えて、誰もが自分らしく健康に外出し、まちをストレスなく歩き運動することができるよう関係機関と連携し、身近な地域で体を動かす環境づくりを推進していきます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、がん検診及び特定健康診査の受診率並びに特定保健指導の利用者数が減少していることから、コロナ前の水準に戻すことに加え、更なる受診率向上につながるよう、受診勧奨の強化を図ります。</p> <p>社会全体のつながりが希薄化する中で、区民の心の健康を保つため心の健康保持に係る啓発活動を推進するとともに、相談支援体制を強化し、特に若年層、女性及び働く人等への支援を強化していきます。</p>

【外部評価】

<p>施策内容への評価</p>	<p>・現状の「施策の成果」では、連携・協働による成果や普及啓発活動の成果等、区の実績の成果に係る客観的な根拠が示されていません。 これは、「65歳健康寿命」等、施策の成果指標(1)～(5)に社会指標が設定されていることにより、区の施策の成果が施策評価に反映できていないことによるものです。 ・施策の成果指標として設定されている社会指標(1)～(5)は、政策レベルの指標としては妥当であり、ゴールとして身据えて施策・事務事業を実施することは有効ですが、施策・事務事業の成果としては外的要因が大きすぎることから、適切とは言えません。 ・以上のことから、施策内容に関して実質的にクリアできているか、また施策を構成する事務事業が妥当か否か判断できません。 ・施策全般に関して、改善につなげられるよう、ロジックモデル等を活用し、施策体系を整理したうえで、指標を抜本的に見直し、施策を評価・分析することが必要です。</p> <p>・現状の成果指標(1)(2)「65歳健康寿命」に関して、杉並区は23区内で男性1位・女性1位(令和3年)とのこと。政策レベルの成果ではありますが、区が区民とともに取り組んできた事業や関係団体との協働によるさまざまな取組の成果として、区民に広く周知してもよいのではないのでしょうか。</p> <p>・「杉並区生活習慣行動調査」に関して、非常に有効な調査ではありますが、現状では施策・事務事業の改善につなげられる設計になっていません。アンケートの設計について、施策・事務事業の改善に活用できるよう見直すことも有効ではないのでしょうか。</p> <p>・健診等の健康づくりに係る他区や他自治体との相互の取組について、区民の利便性の観点から、今後もさらに拡充していただきたいです。</p>
<p>今後の施策の方向 (中長期)</p>	<p style="text-align: center;"> <input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合 </p>
<p>評価表の記入方法 などについての評価</p>	<p>・施策及び事務事業の指標に関して、全体的に、活動指標と成果指標が体系的に整理されていません。「施策内容への評価」に記載のとおり、社会指標が設定されている現状の成果指標では当該施策・事務事業の成果は測れないことから、抜本的な見直しが必要です。</p> <p>・事業の目的・目標の記載内容が、政策レベルの目的・目標となっている事務事業が散見されました。(整理番号322・327・591等)</p> <p>・「要精密検査者数」「精神保健相談実施回数」等、実績が多ければ多いほど良しとはいえない指標について、区としての計画・実績の捉え方を明らかにしたうえで評価を実施することが必要です。(整理番号317・320・321・322・339・568等)</p>
<p>施策を構成する事務事業についての意見</p>	<p>【整理番号315・318・319・320・321・322・323・326・567・568】 「喫煙率」「有病者率」等、事務事業評価の成果指標として、外的要因が大きすぎる指標が設定されています。 →事務事業のレベルに合った指標に見直す必要があります。</p> <p>【整理番号315・317・318・319・320】 健康意識の醸成に係る主たる取り組みである啓発活動の評価がなされていません。 →指標を体系的に見直し、評価・分析を改善につなげることが必要です。</p> <p>【整理番号318・323・591】 予算の方向性において、「拡充」とする根拠が弱いです。 →事業規模や拡大要因について丁寧な説明があると納得を得やすいです。</p> <p>【整理番号317】 「がん検診」に関しては、がん対策の一つががん検診であることから、整理番号326と統合して評価することが有効ではないのでしょうか。</p> <p>【整理番号318】 「区民健康診査」に関して、独自事業として受診勧奨対象を令和5年度から30～39歳に拡大するとしていますが、その根拠が示されていません。 また、対象を拡大した令和5年度の目標値を令和4年度までと同じ7%としていますが、これまでの実績である5.7%を目標の7%にするための手段として勧奨対象を拡大したとしても、目標値の7%自体が低すぎるのではないのでしょうか。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針

<施策内容への評価 1段目>

施策の範囲が健康管理、健康増進、がん対策、生活習慣病予防・重症化予防、介護予防など健康寿命の延伸を目的に幅広い施策となっていることから指標(1)～(5)は、ご指摘のとおり外的要因の大きい社会指標としております。人口動態調査や特定健康診査・保健指導データ、介護保険データなど公的な統計を基に算出されている数値でもあり、アウトカムとしての区民の健康状態の把握、経年変化や自治体間の差をみるには適した指標と考えており、一定程度の成果を見ることは可能と考えています。

(1)(2)の「65歳健康寿命」は、「杉並区健康づくり推進条例の規定に基づく目標及び指標」において全体目標としており、また、都も東京都健康推進プラン21(第三次)(案)において、2つの総合目標のうちの1つであり都内自治体との差を把握するのに有効であることから、引き続き指標に設定したいと考えております。

指標(3)「特定保健指導対象者割合の減少率」は、40歳～74歳対象年齢層の区民の健康状態の経年変化等を把握するには適した指標と考えており、指標(4)(5)の「がんの75歳未満年齢調整死亡率」は、東京都健康推進プラン21(第三次)(案)の分野別目標の指標であり、区と全国都道府県との差を把握するためにも有効であると考えておりますが、ご指摘も踏まえ、施策目標と照らし合わせながら、施策の成果を正しく評価・分析することができるよう、指標の設定や施策を構成する事務事業について、見直しを含め検討してまいります。

< 同 2段目>

ご指摘のとおり、(1)(2)「65歳健康寿命」の延伸に関しましては、外的要因もありますが区や区民・関係団体との協働による取組の成果でもありますので、「健康づくり推進協議会」や区ホームページなどにおける広報の機会をとらえて区民に周知を図ってまいります。

< 同 3段目>

「杉並区生活習慣行動調査」は3年に1度実施しており、事務事業を実施する上で必要な基礎資料となるよう、調査実施前に関係各課が設問の見直しを行っています。本調査は、区民生活・意識の変化等に沿った健康づくりの取組の検討にとって有意義であることから、アンケート設計の見直しをとのご指摘につきましては、次回調査時の設問の見直しの参考とさせていただきます。

< 同 4段目>

健(検)診につきましては、現在、区民健康診査と大腸がん検診は、杉並区のほか中野区、練馬区、世田谷区の医師会加入医療機関を健(検)診実施機関としております。このほか成人歯科健康診査は、同様に、杉並区のほか近隣3区の歯科医師会加入医療機関を健診実施機関としていただいております。今後も区民の利便性の向上に向けて他自治体との取組について検討してまいります。

<評価表の記入方法などについての評価 1段目>

施策及び事務事業の指標に関しては、他自治体との比較評価や経年変化を評価するため、継続的に統計値が得られる社会指標について、施策及び事務事業の取組に応じて活用することも必要と考えますが、可能な限り施策及び事業の規模に見合った行政指標等への見直しを図ってまいります。

< 同 2段目>

ご指摘のとおり、事業の目的・目標の記載内容については、事業の規模に見合った目的・目標となるようの見直しをしていきます。
(整理番号322、327、591等)

< 同 3段目>

事務事業「がん検診」等の健(検)診は、病気の早期発見や早期治療を通じて健康の維持・向上を図ることを目的としたものです。こうした観点も含め、指標の設定については、今後、更に検討してまいります。(整理番号317、320)

事務事業「生活習慣予防対策」は、活動指標は「各教室の延べ開催回数」の1指標とし、成果指標を「各教室への参加延べ人数」と「各教室参加者へのアンケート結果(生活習慣を改善しようと思った人の割合)」に変更する方向で見直しを行います。
(整理番号321)

事務事業「精神保健・難病対策」の「自殺死亡率」は、別の指標への見直しを行ってまいります。(整理番号322)

その他、実績が多ければ多いほど良しとはいえない指標について、事業評価の仕組みとも関わりますので、関係所管と協議しながら検討してまいります。(整理番号339・568等)

対処方針

< 施策を構成する事務事業についての意見 1 段目 >

事務事業「区民と進める健康づくりの推進」は、活動指標を「健康づくりリーダー、自主グループ、食育ボランティアの教室等開催回数(延べ)」と「健康づくり応援店の訪問登録勧奨件数」に、成果指標を「健康づくりリーダー、健康づくり自主グループ、食育ボランティアの教室等への参加者数(延べ)」と「健康づくり応援店の新規登録件数」に変更する方向で見直します。(整理番号315)

事務事業「区民健康診査」等の成果指標につきましては、事務事業の評価がしやすい成果指標を設定してまいります。(整理番号318、319、320)

事務事業「生活習慣予防対策」は、活動指標は「各教室の延べ開催回数」の1指標とし、成果指標を「各教室への参加延べ人数」と「各教室参加者へのアンケート結果(生活習慣を改善しようと思った人の割合)」に変更する方向で見直しを行います。(整理番号321)

事務事業「精神保健・難病対策」は、外的要因が大きすぎる指標については、事業のレベルに合わせた指標に見直します。(整理番号322)

事務事業「受動喫煙等防止対策」は、活動指標を「受動喫煙防止のための飲食店等標識掲示調査件数」と「受動喫煙防止のための飲食店等標識掲示案内数」に、成果指標を「受動喫煙防止のための飲食店等店頭標識掲示率」と「受動喫煙に係る飲食店等苦情・通報等件数」に変更する方向で見直します。(整理番号323)

事務事業「がん対策の推進」は、活動指標は「普及啓発講演会の開催回数」と「口腔がん等のリーフレットによる普及啓発」とし、成果指標を「普及啓発講演会の参加人数」と「普及啓発講演会の参加者へのアンケート結果(生活習慣を改善しようと思った人の割合)」に変更する方向で見直します。(整理番号326)

事務事業「国民健康保険保健事業」等は、健診・保健事業において一般的に用いられている評価指標であることから適当と考えておりますが、外的要因が大きすぎる指標については、事業のレベルに合わせた指標も含めて更に検討してまいります。(整理番号567、568)

< 同 2 段目 >

事務事業「区民と進める健康づくりの推進」は、活動指標を「健康づくりリーダー、自主グループ、食育ボランティアの教室等開催回数(延べ)」と「健康づくり応援店の訪問登録勧奨件数」に、成果指標を「健康づくりリーダー、健康づくり自主グループ、食育ボランティアの教室等への参加者数(延べ)」と「健康づくり応援店の新規登録件数」に変更する方向で見直します。(整理番号315)

事務事業「がん検診」等、健(検)診は、対象者に対して受診勧奨をするものです。受診勧奨の健康意識の啓発活動としての成果は、受診者数等により評価してまいります。(整理番号317、318、319、320)

< 同 3 段目 >

事務事業「区民健康診査」「受動喫煙等防止対策の推進」「一般介護予防事業」等、予算の方向性を「拡充」とした事業について、今後は、事業の方向性を十分にお伝えできるよう、より丁寧に説明してまいります。

(整理番号318、323、591)

< 同 4 段目 >

事務事業「がん検診」は、職場等で検診を受けられない区民を対象としたがん検診の実施であり、「がん対策の推進」は就学以降の区民を対象としたがん予防の意識啓発であり、それぞれ対象や目標が異なっていることから異なる予算事業としており、事務事業評価についてもそれぞれ行っています。

その上で、がん対策という大きな目標は同じであることから、今後はそれぞれの目的が明確となるよう、また、両事業の関係性がわかるよう記載の見直しを図ってまいります。(整理番号317、326)

< 同 5 段目 >

区民健康診査(成人等健康診査)は、30歳代で職場等で受診機会のない方等を対象としたものです。これまでは、広報やホームページで周知し、申込のあった方に受診票を送付する方式を取っていましたが、令和5年度から、30歳代の国民健康保険加入者全員に本人の申込なしに受診票を送付する積極的な勧奨に取り組んだものでございます。

受診率につきましては、区民一人ひとりが他の健診等(勤務先等の健診、人間ドック等)を受診したかどうか、更に、その健診結果等の情報を知り得る手段は存在しませんので、対象となる可能性のある区民数を基に計算しています。従って、受診率は低い数字となっております。その上で、成果指標や目標値の設定については、今後、更に検討してまいります。(整理番号318)

施策15 高齢者とその家族が安心して暮らせる生活の確保と社会参加の支援

施策を構成する事務事業一覧

(単位：千円)

整理番号	事務事業名称	令和4年度 事業費(決算額)
143	老人ホームの入所	220,311
144	認知症高齢者グループホーム施設管理	126
145	介護強化型ケアハウス施設管理	11,957
146	介護老人保健施設用地管理	24,384
147	高齢者保健福祉施策の推進	2,549
148	介護老人福祉施設運営助成	6,200
149	まちの湯ふれあい入浴	32,299
150	風呂っと杉並	678
151	いきいきクラブの支援	19,067
152	シルバー人材センター支援	126,675
153	高齢者いきがい活動支援	6,183
154	介護保険事業者の指定及び指導	1,801
155	介護保険事業者支援	385,588
157	見守りサービス	58,555
158	高齢者緊急ショートステイ	3,901
159	高齢者援護	6,545
161	地域認知症ケアの推進	581
162	介護保険住宅改修の理由書作成に対する助成	14
163	介護サービス利用低所得者の負担軽減	7,881
164	ゆうゆう館の運営	253,966
165	三療サービス	11,118
166	敬老事業	40,243
167	長寿応援ポイント事業	84,325
173	認知症予防検診	3,442
214	高齢者在宅サービスセンター等の維持管理	58,619
216	高齢者活動支援センターの維持管理	70,874
217	ゆうゆう館等の維持管理	90,632
220	特別養護老人ホーム等の建設助成	102,098
221	認知症高齢者グループホームの建設助成	0
222	介護老人保健施設の建設助成	16,258
225	都市型軽費老人ホームの建設助成	4
581	介護保険制度の趣旨普及	9,484
589	介護予防・生活支援サービス事業	823,102
590	介護予防ケアマネジメント事業	103,768
597	認知症総合支援	5,547
598	家族介護支援事業等	443,541
599	審査支払手数料	2,310

※外部評価の内容は次ページをご覧ください。

〈施策評価〉

目標5 すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち

施策15 高齢者とその家族が安心して暮らせる生活の確保と社会参加の支援

<p>施策目標 (令和12年度の姿)</p>	<p>○高齢者がいきがいを持ち、自らが地域社会や介護の担い手となり、支え合いながら生活しています。</p> <p>○認知症の方が地域の一員として自分らしい生活が続けられています。</p> <p>○介護サービスの基盤整備が進み必要な時に必要なサービスが受けられ、高齢者が安心して生活できるようになっています。また、多様な住まい方の選択肢が存在し、高齢になっても自らが希望する生き方が選択できるようになっています。</p> <p>○介護人材が充足され、継続的に介護サービスを提供できる環境が整っています。また、介護ロボット等の導入が進み、介護スタッフの負担軽減が図られています。</p>
----------------------------	---

		令和4年度目標	令和4年度実績	目標値(令和12年度)
成果指標	要介護3以上の介護サービス受給者のうち在宅サービスを受けている者の割合【社会成果指標】	80.0%	72.6%	82.0%
	地域包括支援センター(ケア24)で総合相談から認知症支援につないだ件数【行政サービス成果指標】	7,800件	7,292件	8,600件
	地域活動・ボランティア活動・就労している高齢者の割合【区民満足度指標(利用者満足度)】	41.5%	47.0%	50.0%
	介護ロボット等導入事業者数【行政サービス成果指標】	19所	20所	43所

【所管による自己評価】

施策の成果	<p>在宅介護を支える取組として、日常生活の支援や家族介護者の支援、見守りサービスを展開しています。令和4年度はたすけあいネットワーク(地域の目)の全体連絡会を3年ぶりに対面形式で開催し、226名の参加がありました。パネルディスカッションを行い、住民同士のつながりを広げることで、高齢者の安心安全な生活を進展させることについて理解を深めることができました。</p> <p>認知症施策では、早期発見・早期対応の取組を継続するとともに、若年性認知症の相談支援体制の強化を図りました。また、認知症サポーター養成講座の開催(71回開催・1,718人養成)や、チームオレンジの育成(新規4チーム)・支援などにより、認知症の本人と共に見守り支え合う地域づくりを推進しました。</p> <p>高齢者のいきがい活動においては、杉の樹大学のスマートフォン講座の応募が定員を上回るなど、各事業を通して徐々にコロナ禍からの回復が見られました。</p> <p>高齢者施設の整備に当たっては、東京都及び区の補助金を活用した公募を行い、事業者からの相談・問い合わせが20件あったものの、応募には至りませんでした。また、区内事業所の介護職員に対しては、初任者研修等受講料助成(助成対象者105人)や、区主催研修(参加者889人)を通して、スキルの向上を支援しました。</p>			
改善・見直しの方向(中長期)	今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合		
	今後の進め方	<p>更なる高齢化の進展に伴い、孤立化しがちな一人暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯や、認知症高齢者、介護等が必要な高齢者がいずれも増加するため、「地域の見守り体制」「認知症施策」「在宅介護の支援」などの取組を実状に応じて充実・強化する必要があります。また、多くの元気な高齢者が健康な状態を可能な限り維持しつつ、いきがいを持って主体的に様々な活動を行うことができるよう支援する必要があります。</p> <p>このため、令和5年度も既存の事業を着実に推進するとともに、令和5年度に策定を予定している(仮称)高齢者施策推進計画の中で、中長期を見据えた今後の事業のあり方等を検討・具体化していきます。</p>		

【外部評価】

<p>施策内容への評価</p>	<p>○杉並区において、今後高齢化率の高まりを見越し、積極的に取り組みを行っており、成果指標における数値が上向きである点が評価されました。反面、後期高齢者数の増大及び親族間関係性の変化に伴い、増大することが見込まれる成年後見制度利用促進(助成制度の充実及び周知への取り組みおよびその成果)が指標化されていない点が認められ、課題認識について、さらなる検討が進められることを期待します。 今後後期高齢者の増大に伴い重要な課題となると考えられることから、指標に加える等の改善を検討していただきたいです。 ○現在住んでいる地域の近隣にある施設については、今後需要が増大することが見込まれることから、現状より積極的な取り組みを行うことを検討していただきたいです。</p>
<p>今後の施策の方向 (中長期)</p>	<p style="text-align: center;"> <input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合 </p>
<p>評価表の記入方法 などについての評価</p>	<p>○全般的に「指標、総事業費」の項において、2020年(令和2年)以降の数値は、COVID-19の影響を受けており、実績の検討に際して、参考にすることが困難な場合が多いです。そのため、当面は現行の3年間(2023年度は令和2~4年)の数値のみではなく令和1年の数値を含め、的確な判断の一助となるようにしていただきたいです。 ○[整理番号147]事業目的・目標の「課内の管理事務費を適切に施行する」、事業内容の「課内の事務経費の執行管理を行う。担当部内の連絡調整を行う」については、目的、内容に合致しない内容であるため、削除を検討していただきたいです。 ○[整理番号148]活動指標(1)は、変化のない数値であるため、指標にはそぐわないといえます。別の指標への変更を検討していただきたいです。 ○[整理番号152]シルバー人材センター成果指標(1)については、1件の契約について、複数件の就業件数があるとのことだったことにかんがみ、指標説明に加筆していただきたいです。 ○[整理番号154]実地指導事業者数(活動指標)と、実地指導により改善を行った事業所数(成果指標)は、本来同じとなるべきものであり、数値に差異が生じた場合には、その理由について、課題・分析に記載していただきたいです。 ○[整理番号155]介護保険事業者支援の研修を実施していることに対する成果指標を設定していただきたいです。 ○[整理番号161]成果指標(1)については、新規に設置したチーム数とのことなので、指標説明にこの旨を加筆していただきたいです。</p>
<p>施策を構成する事務 事業についての意見</p>	<p>○[整理番号151]において、いきいきクラブの会員数減少やクラブの解散等が課題となり、その要因についての分析も成されており、負担を軽減させる方策、相談対応・指導、広報・PRとの方向性が示されていますが、世代が交代されつつある高齢者層を見据えた抜本的な検討について、改善案を示していただきたいです。 ○[整理番号152]において、シルバー人材センターの年齢構成の変化(70歳未満の新規会員割合の減少)に伴う対策についても課題が示されています。また、登録者の33.2%が仕事内容と会員希望のミスマッチとのことですが、この点についての改善案をお示しいただきたいです。 ○[整理番号161]におけるネットワーク連絡会等、市が主催する定例会議等については、COVID-19以前の水準に戻すよう事業を推進することが必要です。 ○[整理番号164]ゆうゆう館の再整備計画に関連し、「令和6年度の方針」については、事業費は縮小となると記載がありますが、誤解されないことに鑑み、文言を加筆することを検討していただきたいです。(「今後拡充の方針であるが、令和6年度にはいったん縮小となる」など。) ○[事業番号221・222]認知症グループホーム等、今後の見通から、施設の拡充が不可欠ですが事業者の応募が無い(少ない)事業については、中長期的な見通しについて加筆していただきたいです。また、施設立ち上げの困難性を補う助成などに関する提案をお示しいただきたいです。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

<p style="text-align: center;">対処方針</p>	<p>【施策内容への評価】</p> <p>○成年後見制度につきましては、今回外部評価の対象外となっている施策14「地域の支え合いと安心して暮らせる体制づくり」を構成する事務事業「成年後見制度の利用促進及び福祉サービス利用者保護」にて成果指標（成年後見制度の利用者数）を設定し、制度の利用促進等に努めているところです。</p> <p>ご指摘の評価内容に関しましては、成年後見制度は、認知症、知的障害者、精神障害者等を対象としており、高齢者に限定した指標化には馴染まないと考えますが、既に、令和5年7月に杉並区成年後見制度利用促進計画を包含した杉並区地域福祉推進計画（杉並区保健福祉計画）を策定し、事務事業評価シートの成果指標（成年後見制度の利用者数）と同様の指標を設定して成年後見制度等の利用促進に取り組んでいます。</p> <p>また、令和6年3月に策定予定の、杉並区高齢者施策推進計画・杉並区障害者施策推進計画（杉並区保健福祉計画）においても、成年後見制度の利用促進に関する取組を計画に盛り込んでいます。</p> <p>○介護サービス基盤（在宅・施設）については、改めて今後の需要予測を行った上で、令和6年度の杉並区総合計画等の改定及び高齢者施策推進計画の策定に反映し、計画的な整備・充実を図っていきます。</p>
	<p>【評価表の記入方法などについての評価】</p> <p>○コロナ禍のような状況下にある場合は、ご指摘のような視点を持って評価するよう努めていきます。</p> <p>○[整理番号147]の「事業目的・目標」及び「事業内容」に係るご指摘の記載は、次年度から削除します。</p> <p>○[整理番号148]の「活動指標(1)」については、「成果指標」と合わせ、より適切な指標の設定を検討します。</p> <p>○[整理番号152]の「成果指標(1)」について、ご指摘を踏まえ、次年度の記載を検討します。</p> <p>○[整理番号154]の「活動指標(1)」と「成果指標(1)」の数値の差は、実地指導後に1事業所へ監査を実施したため、「実地指導により改善を行った事業者数」から除外したものです。今後、同様のケースが発生した場合は、その旨を「課題・分析」欄に記載します。</p> <p>○[整理番号155]の「成果指標(2)」に係るご指摘については、他の研修事業における設定例などを研究します。</p> <p>○[整理番号161]の「成果指標(1)」に係る指摘について、次年度の記載を見直します。</p> <p>【施策を構成する事務事業についての意見】</p> <p>○[整理番号151]について、ご指摘を杉並区いきいきクラブ連合会と共有し、同連合会及び各クラブによる自主的な課題解決の取組を促します。なお、区としても他自治体の老人クラブ等の取組例を情報提供するほか、具体的な取組内容に応じて必要な支援を図るなど、引き続き側面支援に努めていきます。</p> <p>○[整理番号152]について、現在、シルバー人材センターでは、オンライン（WEB）活用による入会説明会の実施や会員のニーズ・希望を踏まえた新規開拓等に取り組んでおり、区としても引き続き、それらの課題解決に向けた自主的な取組を支援していく考えです。</p> <p>○[事業番号161]について、ご指摘のとおり各事業がコロナ禍前のように実施できるよう、区としても必要な相談・支援に努めていきます。</p> <p>○[事業番号164]について、区は令和5年度に区立施設再編整備計画を改定し、その中で、これまでの取組に対する検証結果を踏まえて、ゆうゆう館の再編整備方針を転換することとしており、そうした内容を様々な機会を通じて、利用者や地域住民等に周知していく考えです。</p> <p>○[事業番号221・222]について、認知症高齢者グループホーム等の整備は、今後の需要予測等を踏まえて計画的な整備を検討し、令和5年度の杉並区総合計画の改定及び高齢者施策推進計画の策定に反映していきます。また、整備に係る補助制度についても、国や東京都、他自治体の動向等を調査・研究しつつ、必要な見直し等を図っていく考えです。</p>

施策２３ 多様なニーズに応じたきめ細かな教育の推進

施策を構成する事務事業一覧

(単位：千円)

整理番号	事務事業名称	令和４年度 事業費（決算額）
４４７	杉並区教育委員会の運営	14,862
４５６	特別支援教育	144,863
４６１	特別支援学級・学校の環境整備	23,142
４６９	教育相談等運営	15,153
４７５	いじめ対策の充実	513
４７８	済美教育センター環境整備	13,921
４８４	小学校障害児就学奨励	2,129
４９６	中学校障害児就学奨励	2,062

※外部評価の内容は次ページをご覧ください。

〈施策評価〉

目標7 共に認め合い、みんなでつくる学びのまち

施策23 多様なニーズに応じたきめ細かな教育の推進

<p>施策目標 (令和12年度の姿)</p>	<p>○すべての子どもが、障害や疾病、家庭や学校での状況等にかかわらず、自分の意思と特性・状態に応じて交流したり共に学んだりできる支援体制が充実しています。</p> <p>○すべての学校において、特別支援教育や教育相談に対する教職員の理解が深まり、子どもたちの多様なニーズに対して、早期に適切な支援へとつなげることができています。</p> <p>○教育相談体制が充実し、学校内外において子どもや保護者が安心して相談できる環境が整うとともに、一人ひとりの状況に応じた支援が行われています。</p> <p>○家庭・地域・学校・関係機関と行政が各々の役割を果たしながら連携・協働し、すべての子どもが地域社会に支えられながら学び、成長しています。</p>
-----------------------------------	---

		令和4年度目標	令和4年度実績	目標値(令和12年度)
成果指標	「一人ひとりの違いに応じた学びができている」と感じている児童・生徒の割合【区民満足度指標(利用者満足度)】	55.0%	58.7%	70.0%
	「一人ひとりの違いに応じた学びができる環境が整っている」と感じている保護者の割合【区民満足度指標(利用者満足度)】	85.0%	76.8%	95.0%
	学校の教育相談体制に対する保護者の肯定率【区民満足度指標(利用者満足度)】	50.0%	49.9%	70.0%
	小中学校における特別支援学級・特別支援学校との交流・共同学習への保護者の肯定率【区民満足度指標(利用者満足度)】	70.0%	40.3%	85.0%

【所管による自己評価】

施策の成果	<p>学校では、特別な支援を要する児童・生徒に対して、保護者が入学前に作成した就学相談票などを参考に、一人ひとりの違いに応じた個別の支援を行っています。</p> <p>今後は、個別の支援にとどまらず、周囲の障害理解を含めた取組をより一層進め、更なる学びの充実を図る必要があります。その視点を踏まえ、令和4年5月に杉並区特別支援教育推進計画(令和4～6年度)を策定しました。今後は計画に基づき、特別支援教育を着実に推進して参ります。また、教育環境整備について、済美養護学校中学部の済美教育センターへの移転増改築計画及び高井戸東小学校への特別支援学級の設置計画について、着実に進めることができました。</p> <p>教育相談では、児童・生徒それぞれの状況に応じて教育相談員、スクールカウンセラーによる心理的支援とともに、スクールソーシャルワーカーを活用し、学校や関係機関と連携して支援を行いました。また、不登校児童・生徒はさざんかステップアップ教室や地域の居場所等につなぎ、社会的自立に向けた支援を行いました。</p>
改善・見直しの方向(中長期)	<p>今後の施策の方向</p> <p style="text-align: center;"> <input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合 </p>
	<p>今後の進め方</p> <p>「杉並区教育ビジョン2022」に掲げる「学びを通して誰一人取り残されない社会を実現するための条件と環境を整える」ことを今後も施策の方向性の一つとして、取組みを進めていきます。</p> <p>令和4年度に小学校12校に配置した「個別の学び支援システム」は、令和5年度には小学校24校に配置し、令和6年度は小学校全校に配置予定としており、特別支援教室の巡回指導教員の専門性向上のみならず、通常の学級の教員にも支援が必要な児童への指導に活用されています。また、通常学級支援員は今後順次配置数を拡充し、支援の必要な児童・生徒を支えていきます。</p> <p>ハード面においては、令和6年度に高井戸東小学校に新たに特別支援学級を開設し、区の南西部における児童の通学の負担軽減を図るとともに増加している特別支援学級の教育環境を向上させます。</p> <p>さらに、令和7年9月には済美養護学校中学部を済美教育センターの増改築により移転し、教育環境の整備を図ります。</p> <p>教育相談では、多様化する相談ニーズに対して的確な対応が可能となるような体制作りを努め、教育相談機能を強化していきます。また、不登校児童生徒の支援として、さざんかステップアップ教室の充実を図るとともに、新たな学びの場として不登校特例校の設置を検討していきます。</p>

【外部評価】

施策内容への評価	多様なニーズに応じたきめ細かな教育の推進は、特別支援教育やいじめ相談など以外に児童生徒の多様なニーズに応じた体制と環境を家庭・地域・学校・関係機関及び行政が連携・協働することにより整備する必要があります。その意味では標準的な児童生徒への多様性にも配慮したアクター別の行動計画がセットで展開されることが期待されます。そのことが特別支援教育等の包摂教育への理解を深め、すべての子どもが学び成長することにつながると考えられます。したがって、施策と事務事業の関係につき更なる検討をしてもよいと考えます。
今後の施策の方向 (中長期)	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
評価表の記入方法 などについての評価	成果指標(4)の実績40.3%が計画の70.0%より大幅に低い理由につき考察が必要です。施策23と事務事業456の活動指標が同じであるのは再検討の必要があります。児童と生徒を合わせた記述は「一人ひとりの違い」に応じた教育と整合的であるか疑問を解くような分析があると区民が理解しやすいのではないのでしょうか。
施策を構成する事務 事業についての意見	447の教育委員会の運営：議案等付議事案件数が計画でゼロになっている理由を明記した方がよいです(毎年度150件程度の実績)。 469の教育相談等運営：スクールカウンセラーの配置は都の人件費ということで事業費がゼロになっているものの事務事業の活動には含まれていることを説明しないと財源と活動の関係がわかりにくいです。 475のいじめ対策の充実：いじめの認知件数を令和5年度から計画として従来のゼロでなく2000件としたことは方針の変換であり、区民に明示した方がよいのではないのでしょうか。

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>【施策内容への評価】 多様なニーズに応じたきめ細かな教育の推進に向けては、これまでの学校・保護者・行政の連携に加え、地域や関係機関との連携強化も重要となっています。これまでも関係機関とは連携をしてきたところですが、今後、地域や家庭へどのような働きかけができるかを検討していくとともに、施策と事務事業の関係についても考えてまいります。</p> <p>【評価表の記入方法などについての評価】 成果指標(4)は目標数値設定後に、調査対象者が済美養護学校の教員、保護者及び特別支援学級の子どもから、全小中学校の保護者に拡大したため実績が低くなりました。実績値の向上を図るため、特別支援学級・特別支援学校との交流・共同学習をイベントで終わらせるのではなく、教育課程をもとに進める必要があると考えていることから、今後、校長会とも連携し、取組の充実に向けて検討していきます。また、施策23の活動指標は、施策目標の達成に向けた活動がわかる指標とするなど見直しを検討します。</p> <p>【施策を構成する事務事業についての意見】 (447教育委員会の運営) 教育委員会への付議案件は、「杉並区教育委員会職務権限規程」において定める委員会での決定事項を審議するもの、教育施策に関する進捗や現状等を報告するものなどであり、事務事業を評価するための指標として目標値を定める性質ではないものと判断し、ゼロとしております。その旨、事務事業評価シートの特記事項欄に記載するよう見直します。 (469教育相談運営等) 教育相談等運営のスクールカウンセラーについては、人件費が都の予算であるため区の予算は支出していない旨をわかりやすい表現で事業実施状況欄に記載する方針です。 (475いじめ対策の充実) いじめ対策の充実事業において、事務事業評価の活動指標の計画値が「0」であることは活動が「0」と見え、実績は大きく数値が入ることに対し、区民の方に誤解を生じないよう、令和5年度の計画値から前年度の実績に基づき2000件としました。あくまでも「いじめゼロ」を目指す事業方針の変更ではありませんが、数値の変更となりましたので、特記事項欄等にその旨を記載するべきでした。次年度以降の評価時には、さらに事業の内容がわかりやすい表記を目指していきます。</p>
------	--

財団等経営評価に対する外部評価

団体名	特定非営利活動法人 すぎなみ環境ネットワーク	担当部課	環境部環境課
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・環境や省エネ、リサイクルに関する諸事業の推進を通じて、区民の環境保全行動に寄与する。 ・区民の環境と地球温暖化防止への関心を高め、ひいては地球環境の保全に努める事業を展開していく。 	顧客	区内在住・在勤・在学の方
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境保全及びリサイクルに関する普及啓発 2. 同情報の収集及び提供 3. 同調査研究 4. 集団回収の推進 5. 家具、衣料品等のリユース 6. エコ商品の普及 7. 小中学生環境学習・サミット支援 8. フリーマーケットの運営、環境イベントの開催 9. 市民・他団体・行政等とのネットワーク構築 		
区（二次）による評価	<p>○新型コロナウイルス感染症の影響により、リサイクルひろば高井戸の一時休止などがあったものの、第4次中期計画に基づき、受託事業である講座・講演会や集団回収、フードドライブ事業の実施、又は自主事業であるリユース事業等を通して、リユースやごみの減量、資源の有効活用に取り組み、区民へ環境問題に対する意識啓発や環境配慮行動の促進につながる取組に寄与しました。また、コロナの影響を加味していない目標値に対して、いずれも9割以上達成していることは評価できます。</p> <p>○区民等に対する環境配慮行動促進の取組等として、積極的に情報収集を行っていますが、ICT化について、環境団体等への支援や更なる情報発信等への充実を図る必要があります。</p> <p>○平成30年度から赤字決算が続いていましたが、リサイクルひろば高井戸の販売の工夫等により食器・衣料販売が好調であり、家具販売撤退事業に伴う人件費削減により黒字となりました。引き続き、黒字化を維持することと、長期的経営の安定化のため経営努力の継続が必要です。</p> <p>○区の委託事業の比率が高まっていますが、今後は、自主事業の内容の拡充や、民間事業者が提供する講座等の活用のほか、引き続き各種助成金を活用した新たな事業についても検討する等、安定的な経営を目指すとともに、区の2050年ゼロカーボンシティの実現に向けて、幅広い区民等を対象に環境問題や地球温暖化対策を自分事と捉え関心を高める役割に一層寄与することを期待します。</p>		
外部評価			
経営状況に 対する評価	<p>衣料品などのリユースによる収益増により収支が改善されたことは評価できます。ただし、リユースは民間の商業ベースでもなされており、区民からの寄付による商品の販売という特色が買い上げ者に伝わるような工夫が必要ではないでしょうか。また、販売黒字を他の事業に使用して地球環境に役立てることが必要です。フードドライブは食品廃棄物の削減という目的と子ども食堂の運営など福祉への寄与という側面もあり、他組織・事業との連携が重要です。NPO法人の自立性と区からの委託や財政支援が中心である活動をどのように調和化させていくか検討する必要があります。区の委託事業が約87%ということは区の事業を低コストで実施している組織(人件費が低い)という側面もあり、効率性を維持しつつ主体的な事業運営が望まれます。</p>		
評価表記入方法 などの評価	<p>衣料品販売については来店者数も重要ですが、販売点数や金額の数値目標も有用かもしれません。フードドライブ事業は提供数以外に供給数も必要であり、スーパー等を含めた地域のフードロス対策のネットワークの中心になっているかの視点からの評価も検討されてよいです。資産額の令和3年度から4年度の増加は黒字による現預金の増加とのことですが、そのことがわかるような説明が望まれます。区民の環境保全行動の変革につながっているかの評価も必要です。講座受講者やリユースあるいはフードドライブに参加する人が固定化していないか、一般区民への浸透をどう図っていくかにつき法人の特性を活かした工夫が見える記述があるとおよいです。学校(児童生徒)、働き手・在宅者、高齢者、企業などの対象アクター別の活動を設定することも有用ではないでしょうか。</p>		

外部評価に対する所管の対処方針	
<p>【経営状況に対する評価について】</p> <p>○リユース販売事業の特色について、区民の寄付により家庭で不用になった使用可能な食器・生活雑貨を販売することは、循環型社会の形成や、地球温暖化対策に寄与する等の周知に努めます。</p> <p>○フードドライブ事業の目的を踏まえて、委託所管を含めた関係組織・団体とより一層の連携を図っていきます。</p> <p>○すぎなみ環境ネットワークは、令和4年度からスタートした第4次中期計画に基づいて、「地球温暖化の影響をより強く受ける次世代へ向けた環境学習」「3Rの普及啓発」「みどりの保全」の3つの分野を中心に引き続き活動していくこととしています。当該団体は、NPO法人であり、自立性を高める必要があることから、団体の存続に必要な黒字継続を目標としつつも、販売黒字を地球環境保全に寄与する自主事業に拡充する等、主体的・効率的な法人運営を検討していただけるよう協議していきます。</p> <p>【評価表記入方法などの評価について】</p> <p>○ご指摘を踏まえ、目標値及び評価項目の記載については、NPO法人と協議・検討していきます。</p> <p>○子ども向け等の対象アクター別の講座も実施しておりますが、より一層、幅広い区民の行動変容に寄与できるような事業実施に努めるとともに、評価表の記入方法を工夫していきます。</p>	

第3章 まとめ

1 令和5年度評価を終えて

(1) 令和5年度の外部評価について

当委員会では、平成14年度から、杉並区及び団体による自己評価表（施策評価表、事務事業評価表、財団等経営評価表）に基づいた外部評価を実施しています。外部評価に当たり、昨年度に引き続き、所管課との質疑・意見交換の実施に加え、施策に関連する施設等の現地視察を実施するなど、委員が施策や事業の内容への理解を深めた上で、委員の専門的知見による意見や提案を直接所管課に伝えることができ、充実した委員会活動となったと考えます。

さて、杉並区は、今年度から新たな行政評価制度の運用を開始し、行政評価の目的を、「施策・事務事業の不断の見直し・改善を図るとともに、最適な財源配分へつなげることによって、政策効果を持続的に高める。」と明確化し、全職員が共通認識をもって評価ができるよう取り組みました。また、当委員会における所管課との質疑・意見交換を公開するなど、区民に向けた説明を積極的に行う姿勢が伺えました。

一方で、区による自己評価については、取組を評価・分析するための適切な指標が設定されていないものや、評価の前提となる情報が評価表に十分に記載されていないものなどが見受けられました。区が掲げる行政評価の目的を果たすためには、職員一人ひとりが評価を行う意味を理解し、施策の目標達成を意識して事業の見直し・検討を行うことが重要です。また、評価表の作成に当たっては、区民にとって分かりやすいものとなるよう、表現の工夫などに努めていかなければなりません。

上述した観点のもと、当委員会は、杉並区及び団体が実施した自己評価表の分析を行い、目標未達の要因分析や今後の取組に至るまで、幅広くアドバイスを行いました。

今後、当委員会の指摘や助言を踏まえ、所管課において取組内容の検証や見直しを進めていただくとともに、今回、外部評価の対象となった所管課のみで完結することなく、全庁で広く外部評価の結果を共有し、実効性のある評価となるよう活用していただくことを願います。

なお、各所管課に対して指摘した主な内容は、次のとおりです。

○施策・事務事業の成果指標として、外的要因が大きすぎる指標（社会指標）が設定されていることから、区の取組が成果に与えた影響を分析することが難しくなっている。施策・事務事業のレベルに合った指標の見直しが必要である。

8ページ（誰にとっても移動しやすい地域交通環境の整備）、17ページ（いきいきと住み続けることができる健康づくり）を参照

○計画値が実績値を下回っている場合や、計画値の考え方を変更した場合は、その理由を評価表に記載するなど、区民に伝わる記載を心がけたい。

26ページ（多様なニーズに応じたきめ細かな教育の推進）ほかを参照

○目標に対する活動指標を欠いているものや、活動指標と成果指標の関連性・連動性が見えないもの、毎年同じ数値が積みあがるだけの活動指標を設定しているなど、適切な指標が設定されていない。施策・事務事業の具体的な進捗を把握するための指標の見直しを検討する必要がある。

13 ページ (グリーンインフラを活用した都市環境の形成)、22 ページ (高齢者とその家族が安心して暮らせる生活の確保と社会参加の支援) ほかを参照

(2) 行政評価制度について

平成11年度の事務事業評価の導入以降、行政評価は杉並区のマネジメントサイクルの一環として定着し、他の自治体からも先進的な制度として注目されてきました。また、評価制度の改善にも努め、平成27年度からは行政評価システムを導入するなど評価作業の効率化を図り、事業の見直しや職員の意識改革などに大きな成果を上げてきました。しかし、行政評価制度に関しては、杉並区に限らず「評価疲れ」や「評価制度の形骸化」により行政評価を実施することが目的化している傾向が指摘されています。杉並区においても、令和3年度に実施した職員アンケートにおいて、行政評価に対する職員の負担感が大きいことや評価結果が業務改善につながっている実感が低いという課題が明らかになりました。

区では、こうした状況を踏まえ、昨年度に区政運営のPDCAサイクルを一層機能させるとともに、行政評価に係る業務の効率化を図るべく、行政評価の見直しを行い、令和5年度は、「新たな行政評価制度」のもとでの初めての評価となりました。評価の目的を「施策・事務事業の不断の見直し・改善を図るとともに、最適な財源配分へつなげることによって、政策効果を持続的に高めること」と明確化し、全職員が共通認識を持って評価に取り組むとともに、2段階評価の導入により、前年度の決算や現年度の取組状況を踏まえて、今後の取組の方向性を定め、翌年度の予算要求が行えるようにするなど、より実態に即した評価と予算との連動性の強化につなげることができる制度設計であると理解しています。また、職員及び全管理職を対象とした研修を行い、行政評価の意義や目的を改めて周知徹底する取組に着手したことも確認しています。

一方で、依然として、評価分析が十分に行えていない施策・事務事業があるなど、行政評価の実施に当たっての課題は残っています。評価の実効性をさらに高めていくためには、職員一人ひとりが行政評価の目的をしっかりと理解し、さらに、評価を行う際に、職員間の議論を通じて評価と改善策を検討することにより、職員の政策形成能力を向上させていくことが重要です。当委員会の指摘も参考に、施策・事務事業の見直し・改善に取り組んでいただき、行政評価の結果が、これまで以上に、効率的・効果的な区政運営につながることを期待します。

昨年5月に新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に移行し、かつての日常が戻りつつあり、経済も好転に転じているとは言えるものの、社会経済の状況は、光熱費を含む物価高騰をはじめ、先行きが不透明といわざるを得ません。こうした社会状

況等を踏まえ、区では、当初の予定を1年前倒して、総合計画・実行計画等を改定し、令和6年度は新たな計画のスタートとなる年度となります。基本構想に掲げる区の将来像の実現に向けて着実に取組を推進するとともに、各事業の運営状況や執行方法を的確に評価・検証し、より効率的な区政経営につないでいくことが肝要です。杉並区をより良くするために何をすべきかという視点に立って評価を行い、その結果を施策や事業の質の向上につなげていけるよう努めていただくことを望みます。

2 各委員の主な意見

各委員から出された令和5年度行政評価への主な意見は、以下のとおりです。

(1) 施策評価（施策を構成する事務事業評価を含む）・ 財団等経営評価に対する外部評価について

- 施策評価は計画・目標の達成度評価という観点からは、設定された成果に照らして判断することになります。しかし、かなりの施策の成果目標は区の行政のみの結果とはいえないもの（社会指標など）が少なくなく、内容を充実し改善につなげようと努力するほど施策を構成する事務事業の評価になっていく傾向にあります。区からのヒアリングや評価結果に対する討議によって外部評価委員会と担当部門との認識の差は縮小し、予算や人事に直結しないまでも一定の学習効果は得られていると感じます。外部評価結果を活かして施策の改善や見直しを図っていき、事例を積み上げていくことが施策評価において重要と思います。
- 成果指標として社会指標が設定されている施策・事務事業が見受けられました。ひとつの施策・ひとつの事務事業だけで社会指標の目標が達成されることはなく、外的要因が大きすぎることから、社会指標は施策・事務事業の成果指標としては適切とはいえません。
社会指標の取扱いに関して、外部評価委員会に報告された際のコメントをガイドラインに反映いただかず、ガイドラインの内容と外部評価としての対処方針への指摘に齟齬があったことから、原課で混乱が生じていたのではないかと思料いたします。
社会指標に関して、区として、位置づけや活用方法等整理し直す必要があります。政策・施策・事務事業を体系的に整理し、まずは目的と手段・成果の因果関係を明確にし、政策・施策・事務事業のレベルに合った指標をもって評価を実施することで、成果が段階を追って把握でき、改善につなげることが可能になります。
社会指標は、政策レベルの指標としての活用が有効です。
- 改善を要する点として以下のことが挙げられます。
 - ・今後の施策の方向として「拡充」、「サービス増」、「現状維持」、「効率化」、「縮小・統廃合」からひとつを選択することになっていますが、何故にその方向性が選択されたのかが分かるような説明が十分になされていない場合が依然としてあります。
 - ・施策の評価としては、施策目標に照らした全体的な評価内容が示されるべきですが、施策を構成する事業ごとの評価にとどまっている場合があります。
 - ・施策目標が複数掲げられているにも関わらず、一部の目標に係る指標を欠いていたリ、目標間の関係性・関連性（並列的なのか、上下関係にあるのかなど）を意識した整理がなされていない場合があります。
 - ・施策目標と指標との関連性、活動指標と成果指標との連動性が判然としないケースが散見されます。
 - ・中長期目標（見直しの方向性）は3～5年先を見据えた内容を記述するというものになっているにもかかわらず、そのことが必ずしもすべての所管課で十分に共有されておらず、1～2年の直近で実施する内容を記述しているケースが見受けられます。
- 会議では、外部評価の素材である文書が、同時に、インターネットにて公開されることから、区民に対して理解しやすいものとする必要性が、たびたび話題になりました。この点は、説明責任の観点から、重要であるといえます。今後も、このことを念頭に必要十分な記載がされることを願っております。
- 依然として全体的に活動の評価にとどまり、施策及び各事務事業全体に係る評価がなされておらず、外部評価として、施策全体及び施策を構成する事務事業の妥当性について評価が困難な状況となっています。
現状の評価シートでは、全体評価が実施しづらい設計となっていることから、本格稼働に向けて、評価シートの見直しを検討することも必要と考えます。

- (1)の事項は、これまでの外部評価においても繰り返し指摘し、改善を求めてきたものです。杉並区では、令和5年度から、行政評価の目的の明確化とともに、全体最適の推進やEBPM（根拠に基づく政策形成）などを可能とする行政評価とすべく、新たな制度を再スタートさせたところです。今般の制度見直しは、(1)に挙げた課題解決につながるか否かは、多分に杉並区職員の意識にかかっており、外部評価での指摘も参考にしつつ、行政評価の結果を効果的・効率的な政策展開にぜひとも結び付けていっていただきたいと思えます。
- 過去から外部評価の対象となった事業について、継続的に活動指標と成果指標が適切に設定されていないという指摘がなされており、それに対する改善があまり進んでいないように思われます。引き続き研修を通して各部署に周知徹底することに加えて、設定された指標が適切なものか等、指標の適切性を企画課等担当部署以外でチェックを行う体制をさらに強化すべきと思われます。
- 行政評価の制度設計・評価シート・ガイドラインの策定について、現状では外部評価委員会は直接的には関与できないこととなっています。今年度試行的に新制度の運用が開始されましたが、令和7年度の本格稼働に向けて、制度設計等に関する外部評価委員会の意見の反映や、外部評価委員会に対する職員の声の把握等、外部評価委員会のあり方についても見直しを検討されることが、杉並区の行政評価のさらなるレベルアップにつながると考えます。
- 杉並区の行政評価のレベルアップを図るには、若手や中堅職員を対象とした、より実践的な研修やヘルプデスク等評価スキル向上に資する取組が必要不可欠であり、早急に取り組むことが必要です。新制度の本格稼働に向けて実効性のある対応を期待します。
- 財団等経営評価については区の政策・施策を前提にして経営に関する評価が中心になります。その際、団体に対する区の方針や関与のあり方について明確でないと経営改善は細かな内容になる可能性があり、その特性を踏まえる必要があります。
- 令和5年度の会議では、単一の部署や行政のみでは完結しない課題を取り上げている施策において、評価の前提としての、関連部署との役割の分担やその中で杉並区が行うべき内容が質問され、話題ともなっておりました。よりの確な行政評価のために、この点を可視化することが求められていると考えます。

(3) 入札及び契約に関する外部評価について

- 個別案件の審査を通じて契約の適正化を監視する意義はあります。もっとも、材料費・人件費の上昇や労働力不足で入札不調が発生する一方、予定価格・基準価格より相当程度低い金額で落札する契約もあります。他の区などとの契約情報の共有化や長期にわたる同一業者による委託契約の制限なども検討してよいかもしれません。また、談合抑止という観点から契約後の審査でなく、委員会による入札業務の抜き打ち的な臨検的な調査も今後考える余地もあると思われます。
- 毎年、事業者の方々との意見交換会を開催しているとのことですが、どのような業種からどの程度参加しているのかといった傾向を把握・分析した上で、十分に区が周知したい情報が事業者の方々へ届いているのかどうか、届いていないようであれば、周知方法に工夫の余地がないのかなどを検討する必要があるのではないのでしょうか。合わせて、入札辞退／不参加に至る要因や事業者の方々へが直面している課題の掘り起こしにつなげる機会にできれば良いのではないのでしょうか。
- 現在膨大な入札案件のうちサンプルで7件程度を評価対象としていますが、評価する対象が極めて限定的なものとなっています。データ分析の手法も取り入れ、2、3年の落札率等の比較などを行って、認識された異常値のある入札領域を対象に外部評価を行うなどのアプローチの改善を検討すべきと思われます。

- 評価対象となった入札案件サンプルについては、直近の年度における当該案件の入札状況に関する資料も併せて外部評価委員に事前に配布されるとより効率的な評価ができると思われます。
- 入札において、さまざまな取り組みがなされていることは、資料から理解できます。一方で、経年的な観点、他の入札との関連に関わる観点など、さまざまな観点からの情報の分析、比較検討が必要である点が、会議では指摘されました。外部評価の方法そのものについて、さらに検討を行っていただきたいと考えます。
- 継続案件の事前見積りに関して、公平性・効率性・新規性の観点から、新たに1～2者程度追加して見積りを取得すべきと考えます。
- 審議を有効かつ円滑に進めるために、以下の対応を提案いたします。
 - ・ 複数エリア等関連する案件がある場合の関連案件に係る情報提供
 - ・ 応札業者の格付けに係る情報の事前提供

外部評価委員会 委員名簿

氏名	所属
◎山本 清 やまもと きよし	鎌倉女子大学学術研究所教授 東京大学名誉教授 財務省政策評価懇談会委員 国土交通省政策評価会委員 国立国会図書館契約等監視委員会委員
○奥 真 美 おく ま み	東京都立大学都市環境学部都市政策科学科教授 総務省「官民競争入札等監理委員会」専門委員
岩下 廣 美 いわした ひろ み	岩下公認会計士事務所所長 株式会社サイバープロテック代表取締役社長 公認会計士協会 東京会 杉並会副会長 ISACA(情報システムコントロール協会)東京支部基準委員会委員
高山 恵 理 子 たかやま えり こ	上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授
田 潤 雪 子 た ぶち ゆき こ	行政経営コンサルタント 総務省 行政評価局アドバイザー 総務省の政策評価に関する有識者会議委員

◎は会長、○は会長職務代理

令和5年度外部評価委員会の開催実績

回	日 程	内 容
第1回	令和5年 8月 7日	令和5年度外部評価の進め方及び施策等の選定
第2回	令和5年10月27日	所管課ヒアリング（施策12・財団等）
第3回	令和5年11月 7日	所管課ヒアリング（施策6・15） ※施策6の現地視察（シェアサイクル）を含む
第4回	令和5年11月 9日	所管課ヒアリング（施策11・23） ※施策11の現地視察（三井の森公園）を含む
第5回	令和5年12月26日	令和4年度入札及び契約に関する外部評価
第6回	令和6年 2月 1日	(1) 令和5年度行政評価に対する外部評価 (2) 令和5年度外部評価のまとめ



▲ 所管課ヒアリングの様子



▲ 現地視察の様子（三井の森公園）



▲ 所管課ヒアリングの様子



▲ 現地視察の様子（三井の森公園）

杉並区外部評価委員会条例

平成26年3月18日

条例第3号

(設置)

第1条 杉並区(以下「区」という。)における行政評価制度を公正かつ中立な立場から充実させ、その客観性を高めるとともに、区が発注した工事等の入札その他の契約に関し、手続の公正性及び透明性の確保を図るため、区長の附属機関として、杉並区外部評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じ、答申する。

- (1) 区における行政評価に関する事項
- (2) 入札その他の契約に係る手続に関する事項
- (3) 入札その他の契約に係る手続に関し、当該契約に利害関係を有する者からの苦情の申立てに関する事項

(組織)

第3条 委員会は、学識経験者その他区長が適当と認める者のうちから、区長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席等)

第6条 委員会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

第7条 委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身に関する事項又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事項については、議事に加わることができない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和50年杉並区条例第31号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

みどり豊かな 住まいのみやこ

令和5年度
『杉並区外部評価委員会』報告書

登録印刷物番号

05-0114

令和6年3月発行



杉並区役所

政策経営部企画課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1

TEL 03-3312-2111 (代表)

FAX 03-3312-9912

☆杉並区のホームページでご覧になれます

<https://www.city.suginami.tokyo.jp>